

## 任脱規定の数理的評価にかかる規約変更は不要(厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
	内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準

ご参考にDBのお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

数理的評価の勘定科目が変更されていますが、以下の通り確認されましたのでご案内いたします。

➤ 「資産評価調整加算額」を減少事業所にかかる一括拠出金規定に使用している場合の規約変更は不要

年金ニュースNo.194でご案内済

- ニュースNo.194で規約変更が必要と案内していたものです。
- 貸借対照表からは「資産評価調整加算/控除額」という勘定科目がなくなりますが、明細書等に引き続き使用されることによるものと思われます。
- 期ズレ解消に伴う減少事業所にかかる一括拠出金規定の変更とは関係なく、このニュースをもって予算代議員会での規約変更が不要となるとは限りません。
- 次頁に資産評価調整額の計上方法の変更について再掲いたします。

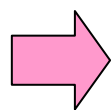
## 資産評価調整額の計上方法の変更(平成22年3月末～)

- ✓ 今回の通知改正で、新たに改正された事項です。
- ✓ 最低責任準備金調整額の計上方法の変更に伴い、数理的評価を採用している場合の時価・簿価の調整額の貸借対照表への計上方法も変更されました。
- ✓ 正値、負値により加算額、控除額と異なる勘定科目を使用していましたが、正負で同じ勘定科目を使用するようになります。  
資産評価調整控除額の場合、資産勘定にマイナスの数値で計上されることになります。

< 変更前 >

(加算額の場合)

未償却 過去勤務債務	数理債務
繰越不足金	最低責任 準備金 (継続基準)
資産評価調整加算額	
純資産額	



(名称のみ  
の変更)

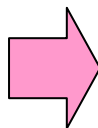
< 変更後 >

(加算額の場合)

未償却 過去勤務債務	数理債務
繰越不足金	最低責任 準備金 (継続基準)
資産評価調整額	
純資産額	

(控除額の場合)

未償却 過去勤務債務	数理債務	
繰越不足金	最低責任 準備金 (継続基準)	
純資産額		資産評価調整控除額



(控除額の場合)

未償却 過去勤務債務	数理債務	
繰越不足金	最低責任 準備金 (継続基準)	
純資産額		資産評価調整額( )

- 勘定科目の修正に伴い、脱退事業所の一括拠出に関する規定に資産評価調整加算額を記載している場合、年金規約の修正が必要になります。  
実際の取扱いが規約の記載内容によるため、弊社営業担当者までご相談ください。

規約変更は不要

以上